

監査結果公表第22-9号

定期監査の結果に対する措置の通知の公表について

次のとおり監査結果に対する措置の通知がありましたので、地方自治法第199条第12項及び八尾市監査委員条例第8条の規定により公表します。

平成23年3月4日

八尾市監査委員	富永峰男
同	八百康子
同	谷沢千賀子
同	大松桂右

記

1 措置の通知

平成19年度定期監査（土木部）の結果に対する措置の通知

平成23年2月25日付け八土土管第163号

平成19年度定期監査（保健福祉部）の結果に対する措置の通知

平成23年2月21日付け八健地第202号

平成23年2月23日付け八ここ政第358号

平成20年度定期監査（建築都市部）の結果に対する措置の通知

平成23年2月24日付け八建都第828号

平成20年度定期監査（消防本部及び消防署）の結果に対する措置の通知

平成23年2月24日付け八消本総第497号

平成20年度定期監査（水道局）の結果に対する措置の通知

平成23年2月24日付け八水第1741号

平成21年度定期監査（財政部）の結果に対する措置の通知

平成23年2月21日付け八財財第164号

平成22年度定期監査（学校園）の結果に対する措置の通知

平成23年2月10日付け教学総第1013号

2 問合せ先

八尾市本町一丁目1番1号

八尾市監査事務局

電話番号 072-924-3896（直通）

3 その他

措置の通知については、市役所3階の情報公開室及び八尾市ホームページで閲覧できます。

平成 20 年度実施建築都市部定期監査の結果に対する措置等の内容

建築都市部都市整備課

〔文書指摘分〕

指摘事項	本通知時までに講じた措置又は改善方針等		H21. 6. 29までの取り組み等の内容	
	措置状況	3. 検討中	措置状況	3. 検討中
1 都市計画道路に係る用地管理について 都市計画道路における先行買収用地の管理状況について、長年にわたり用地管理の行き届いていないものが一部見受けられるので、適正な管理に努めること。		指摘された都市計画道路の用地管理については、現在、改善の方針を検討しており、方針が確定した後、関係者との間で解決に向けての調整を行う予定であります。		指摘された都市計画道路の用地管理については、今後、改善の方針を策定し、適正な用地管理に努めます。
2 南久宝寺地区における用地管理等について 南久宝寺地区においては、平成 19 年 3 月に土地区画整理事業の廃止決定がされ、今後は地区計画による地区内整備に移行したところである。先行取得用地のうち、土地開発公社の所有地については市が無償で借り受け自転車駐車場として利用されており、また、市所有地の用地管理は概ね適正に行われている。今後の用地活用については、道路拡幅用地の代替用地等として検討するなど、引き続き新たなまちづくりに繋げるよう努めること。	措置状況	3. 検討中	措置状況	3. 検討中

平成 20 年度実施建築都市部定期監査の結果に対する措置等の内容

建築都市部住宅管理課

〔文書指摘分〕

指摘事項	本通知時までに講じた措置又は改善方針等		H21.6.29までの取り組み等の内容	
	措置状況	1. 措置済 (平成 22 年 10 月 1 日)	措置状況	2. 措置予定
1 市営住宅使用料などの徴収関係事務について (3) 分納誓約において履行期間が長期にわたるもののが一部見受けられたが、増収時に分納金額を変更するなどの意思が確認されているものの、長期にわたるほど回収が困難になる可能性が高まることから、定期的に納付計画について見直しするとともに、積極的な納付指導を行うこと。		分納誓約者に対しては、誓約内容の適正化を進めるために、分納誓約書裏面に経過記録を残し、滞納対策強化月間や滞納者休日訪問時などの機会に分納誓約内容等のチェックを行い、納付指導や納付計画の見直しを行っています。		分納誓約の履行管理において、現在、履行期間が長期にわたるものについては、納付者と連絡を取って収入状況等を把握するなど、分納誓約額の適正化を行います。今後については、定期的に分納誓約内容の適正化を実施するため、分納誓約書に適正化確認欄を設け、定期的な見直しを実施します。
2 市営住宅の入居関係事務について (3) 入居者の加齢、病気等による住宅替えについて八尾市営住宅の住宅替えに関する要綱を定め運用しているが、対象者の要件を一部拡大して運用しているもの、また、登録者台帳の更新手続きも行われていないので、適正な運用に改めること。		平成 21 年度、22 年度において、住宅替えの対象者要件等について、再検討を行ってきました。 平成 23 年 4 月 1 日より要綱の改正を行い適正な運用を行う予定です。		平成 21 年度において、住宅替えの対象者要件等について再検討を行い、要綱の改正を検討しています。
4 その他 (2) 平成 18 年 10 月 26 日付け住民監査請求に係る監査結果の意見で指摘したところであるが、市営住宅入居者用駐車場の使用料等に係る事項は、条例で定める必要があるので、規定の整備を図ること。また、駐車場の使用許可に伴い徴収する保証金の取り扱いが、駐車場ごとに異なるので、統一化を図ること。		各市営住宅の駐車場使用料の統一した算出方法等を引き続き検討しています。 規定の整備が図れた時点で条例化を検討します。		各市営住宅の駐車場使用料の統一した算出方法及び保証金の取り扱いについて検討中です。 規定の整備が図れた時点で条例化を検討しています。

平成 20 年度実施建築都市部定期監査の結果に対する措置等の内容

建築都市部住宅管理課

〔文書指摘分〕

指摘事項	本通知時までに講じた措置又は改善方針等		H21.6.29までの取り組み等の内容	
	措置状況	2. 措置予定	措置状況	3. 検討中
(3) 入居時に納付された敷金の運用等について、八尾市営住宅条例第 21 条第 1 項では「最も安全かつ有利な方法で管理、運用しなければならない。」と規定されているが、現在敷金は歳入歳出外現金として一括で管理されており、会計課等とも協議の上、運用方法等について検討すること。		会計課等関係各課と調整・協議した結果、平成 23 年度より運用します。 敷金については、市営住宅返還に伴い、一部返金が発生しますので、約 8 割前後の金額を定期預金等の方法で運用する予定です。		今後の取扱いについて会計課等関係各課と調整・協議していきます。